

【生徒向け掲示】

『希望する生徒は10月1日（月）までに事務室へ申し出る。提出書類を配布します。』

平成 30 年度府立高校生夢チャレンジ留学支援事業実施要項

1 趣旨

「夢や希望を抱きながらも経済的に困難な状況にある高校生を支援したい」という府民の方からの寄附金を活用し、海外短期留学への参加を通して将来の夢の実現に向けた様々な体験にチャレンジする府立高等学校生徒を支援することにより、より高い語学力・コミュニケーション能力を身に付けさせるとともに、国際感覚の育成や異文化理解の促進を図る。

2 対象となる留学

以下の条件を満たす留学

(1) 時期

本事業の実施通知日以降に出発し、平成 31 年 1 月 31 日(木)までに帰国する留学

(2) 渡航期間

2 週間以上 6 週間以内

(3) 留学先

英語を公用語とする国又は地域

(4) 内容

これまで京都府立高等学校の海外研修の実績がある等、旅行会社としての信頼性が認められる団体が実施する海外短期留学のうち、週 15 時間以上の語学学習を 2 週間以上実施するもの

3 参加者の募集

(1) 募集人数

10 人程度 ※京都府内での人数です。

書類審査の上、応募者多数の場合は抽選により補助対象者を内定する。

(2) 応募要件

生徒が次に掲げる要件を満たすこと。

ア 京都府立高等学校に在学していること。

イ 在学している高等学校の校長により、学校生活に前向きに取り組んでおり、短期留学するにふさわしい人物であるとの証明を受けていること。

ウ 経済的に困難であると認められる場合に該当すること。

(3) 応募に係る提出書類等

ア 提出書類

(ア) 平成 30 年度府立高校生夢チャレンジ留学支援事業応募用紙（様式 1）

(イ) 対象となる留学であること及び留学に要する経費（概算）がわかる書類の写し

(ウ) 所得に関する証明書類 ※別紙 2「所得に関する証明書類（提出が必要な証明書類）」参照。

- イ 提出期日
10月9日（火）

4 補助金の額及び補助対象経費

生徒1人につき40万円と補助対象経費の実支払額を比較して、いずれか少ない方の額とする。ただし、対象となる経費は次のとおりとする。

- (1) 1往復分の国際航空運賃（新規発券時の発券に係る手数料を含む。）
- (2) 燃油特別付加運賃
- (3) 航空保険特別料金
- (4) 空港諸費用
- (5) 上記3に定める留学中の語学研修に係る授業料及び宿泊料（食費を除く。）

また、同一年度中に複数回海外短期留学を行っても補助金申請は1度のみしか認めない。

5 補助対象者の内定及び通知

- (1) 応募資格を満たす応募者全員に対して、書類審査を実施し、補助対象者を内定する。

なお、応募者多数の場合は、これまでに京都府教育委員会が実施する留学支援事業の補助を受けていない者を優先することとし、書類審査の上、抽選により選考する。

- (2) 補助対象者に内定した者には、校長を通じて内定通知書を送付する。

6 補助金の申請等

補助対象者に内定した場合は各自で参加申込みを行った上で、次のとおり申請書等を提出すること。

- (1) 提出書類

ア 府立高校生夢チャレンジ留学支援事業補助金交付申請書（交付要綱別記第1号様式）

イ 補助対象経費の額が分かる見積書等の写し

ウ 補助対象経費の内訳が分かる書類

ただし、イの書類に経費の内訳が明記されている場合、提出の必要はない。

エ 留学プログラムに申し込んだことが分かる書類の写し

オ 口座振替依頼書（様式2）

なお、エには口座名義（漢字表記、カタカナ表記）、預金種別及び口座番号を確認することができる預金通帳の写しを添付すること。

- (2) 提出期限

生徒が留学に出発するまで

(3) 提出先

在学する高等学校を經由し高校教育課へ提出すること。

(4) 補助対象者資格の喪失

(2)に定める提出期限までに(1)の書類を提出できない場合、補助対象者としての資格を喪失する。

7 補助金の交付決定

別に定める「府立高校生夢チャレンジ留学支援事業補助金交付要綱」に基づき、校長を通じて交付決定の通知を行う。

8 実績報告書等の提出

(1) 提出書類

ア 府立高校生夢チャレンジ留学支援事業補助金実績報告書（交付要綱別記第2号様式）

イ 補助対象経費の額が分かる領収書の写し

ウ 補助対象経費の内訳が分かる書類

ただし、イの書類に経費の内訳が明記されている場合、提出の必要はない。

エ 留学修了報告書（様式3）

オ 留学を実施したことを証する書類等の写し

(2) 提出期限

留学修了後30日を経過した日

(3) 提出先

在学する高等学校を經由し高校教育課へ提出すること。

9 補助金の交付

(1) 交付の方法

交付決定の通知を校長を通じて行うとともに、口座振替により補助金を交付する。

(2) 補助金の支給期

交付決定の通知から1か月以内を目途に支給する。

10 帰国後の取組

当該年度中に参加者に対して、アンケート調査を実施する予定である。

11 生活保護世帯等における補助金の収入認定について

当補助金は収入認定の対象外であるが、関係各所の連絡調整のため、応募に先立って学校を通じて高校教育課に連絡すること。また、高校教育課に連絡後、保護の実施機関に相談を行うこと。